資料4

	生涯学習市民センター	阿妻 给	枚方公園青少年センター	男女共生フロア・ウィル
		<u> </u> 教育委員会		市長部局
所管状況				市長公室 人権政策室
1 現在の所管部署	<u> </u>			市及公主 八龍成米主
経緯	子どもから高齢者まで全ての市民が身近に学べる環境づくりのため、平成18年度に生涯学習の推進体制を再編した。その一環として、公民館をより多くの市民が使える生涯学習市民センターとして衣替えした。	開館時から社会教育法及び図書館法に基づく社会教育施設として運営。	平成24年度の市の機構改革において、次世代の育成支援に係る施策を総合的にとらえ、市民のニーズに沿った施策展開をより効果的に進めるため、新たに子ども青少年部を創設したことに伴い、子育て支援から青少年の健全育成までの総合的な取り組みの強化・推進を行うため、これまで教育委員会で所管していた青少年施策に関する事務を市長部局へ移管した際に枚方公園青少年センターについてもあわせて移管した。	平成4(1992)年に勤労市民施設と女性センター機能を併せ持つ勤労者総合福祉センター(メセナひらかた会館)3階に女性フロアが設置された。所管は市長部局である自治推進部女性政策課であった。その後、市長公室企画政策課女性政策担当から企画財政部企画課男女共同参画担当を経て、名称を男女共生フロアに変更。平成18年に「男女共生フロア・ウィル」の愛称が決定した。現在は、市長公室人権政策室男女共同参画担当が所管となり、場所をメセナひらかた会館から民間との複合施設であるサンプラザ3号館内に移転し、運営を行っている。
2. 現住の所官部者	暑だからこそできる他部署との連携や、課題がござ "		 	
他部署との連携	利用者を制限してきた登録制を廃止し、生涯学習活動であれば基本的に誰もが幅広く使えるようにしたが、従来からの利用者の活動に影響が出ないよう優先予約制を設けている。	同じ教育委員会である学校教育との連携が容易である。 学校図書館に市立図書館からの職員を派遣しており、市立図書館の蔵書やノウハウなどによる バックアップを行っている。	青少年の健全育成に関する事務、いわゆる青少年対策、非行防止、青少年活動の支援助成に関する事務を市長部局の組織に組み入れることで、子育て支援から青少年育成までを視野に入れた総合的な取り組みを強化することにつながると考えられる。とりわけ、枚方公園青少年センターで実施している少年少女合唱団、中高生による演劇や音楽バンドについても単なる活動の発表の場ではく、文化施策として位置づけることができた。	人権政策室で所管する配偶者暴力相談支援及 び女性相談において福祉的な支援が必要な相 談者(生活保護、高齢者、障害者等)を速やかに 担当部署に繋ぐことができる。
3. 自治体の判断に	こより、市長部局・教育委員会どちらでも所管が可	能となる選択性が可能となった際のメリット・デメリ	ットや、市長部局での所管における問題点等がご	ざいましたらご回答ください。
選択性にすること のメリット・デメリッ ト	レベータイ/ハボ 氏か 凡・ドニタス を持持なつ/川	メリットとしては、自治体の判断により、選択が可能となった場合、各自治体がおかれている状況に合わせた運営が可能となる。	枚方公園青少年センターは、ひきこもりも含めた 青少年相談の窓口となっていることから、市長部 局が所管することで、教育だけでなく、福祉、保 健、医療、雇用などの施策との連携がしやすくな り、総合的に推進していくことができる。 とりわけ、青少年相談の窓口には、様々な悩み を抱えた若者が相談に来るが移管により、同じ 部にある子ども総合相談センターとすぐに連携 し、支援することが可能となった。 現在、ひきこもりの子ども・若者の相談支援の次 のステップとして「居場所支援事業'"ひらぽ"」を 同センターを拠点に開催している。	特になし
4. 今後、選択性が	可能となった場合に、各所管においてご意見があ	れば記入してください。		
今後の方向性	少全/ / 亡	これまで通り、社会教育施設としての運営を維持 する。	教育機関から市長部局が所管する公の施設に移行する際、青少年センターの施設の目的や趣旨、また施設の利用形態が変わるものではないことを前提に、子どもたちに有効利用される施設として引き継ぐよう社会教育委員会議において希望が出されたことを踏まえ、教育機関の関係者にも青少年センターの活性化・主催事業を中心とした活性化に努めていくことを十分に説明していく必要がある。	啓発事業と相談業務を合わせて所管するなら ば、市長部局での継続が望ましい

社会教育施設における所管状況等の調査について

枚方市における公民館の生涯学習市民センターへの再編について

1 再編の経過(概要)

	T1m2/1性20 (100.52)					
平成17年度	8月	社会教育委員会議	「生涯学習社会における公民館等社会教育施設のあり方について」諮問 ①・公民館が果たしてきた役割と今後のあり方 ②・受益者負担制度の導入			
	11月	社会教育委員会議	答申			
		教育委員会定例会	「公民館等社会教育施設の廃止について」議決			
	12 月	市議会定例会	廃止条例の提案を見送り			
	1月		生涯学習の推進体制再編の意見交換会 公民館利用者懇談会			
	2月		生涯学習のまちづくりに向けての公開懇談会 実施時期の10月への延期を決定			
平成18年度	4月~ 3月	生涯学習推進審議会	◇前期(諮問・答申)生涯学習推進体制の再編に関わる諸事項について◇後期(諮問・答申)生涯学習による市民との協働のまちづくりを支える体制の確立について			
	8月		「枚方市生涯学習推進体制基本プラン」策定 基本方針、利用対象者の拡大、開館日・時間の拡大、 使用料負担			
	9月	市議会定例会	条例・関連予算の可決			
	10月1日		再編			

2 生涯学習市民センターに組織・分掌を再編した経緯

- (1) 推進体制二元化の進展
 - ・市長部局による生涯学習ビジョンの策定(平成15年)
 - ・公民館でない生涯学習施設の開設(平成15年・南部生涯学習市民センター)
 - ・市長部局に生涯学習課を設置(教委社会教育課との二元体制・平成16年)

(2) 公民館改革

制限的な団体登録制度による利用独占、無料利用など「閉鎖的公民館コミュニティ」の改革が求められた。

(3) 政治背景

市長の政治的リーダーシップが教育委員会の独立性に妨げられやすいという不満を背景に、教育委員会機能を縮小して事業権限を市長部局に移そうとする指向があった。

3 再編時の課題及び対応

- (1) 公民館の整備費補助金にかかる財産処分の国・府等の承認
 - ・再編にあたり「公立社会教育施設整備費補助金(国庫補助金)にかかる報告書」を文部 科学省に提出。財産処分の承認を得た。
 - ・公民館府補助金に係る取得財産処分承認申請書を府教育委員会に提出。承認を得た。
 - ・財政融資資金に係る取得財産等の処分行為申請書を近畿財務局に提出。承認を得た。
- (2) 生涯学習推進体制再編後の社会教育

再編後の社会教育を「人が地域で生活するのに必要な基礎的な知識や技術」の教育を中心 とし、従来、社会教育課が担当していた事業について「市長部局が実施するもの」「市長部 局が補助執行するもの」「社会教育課が直接執行するもの」に整理。

- (3) 公民館運営審議会の廃止
- (4) 開館時間拡大に対する対応 新たにサポートスタッフ(非常勤職員)を採用・配置。

4 生涯学習市民センターと教育委員会の関係

(1) 生涯学習市民センターの実態

実態として「行政による教育・学習施設」ではなく「市民・文化施設」である。

- ・「日本語・多文化共生教室(よみかき)」「朝鮮語教室」などの一部の社会教育事業は、市 長部局が補助執行で実施。その他、一部施設の独自機能に係る教室事業等を除き、主たる 機能は「貸館」。
- ・活動委員会(市と利用者による協働組織)による主催事業。
- (2) 生涯学習市民センターと地域コミュニティの関係

生涯学習市民センター (9 施設) のうち、再編前、社会教育施設であった施設は6 施設。本市の地域コミュニティ施設は、小学校区単位で形成(校区コミュニティ協議会・4 5 校区)。生涯学習市民センターと校区コミュニティの間に密接な関係はない。

5 再編後の生涯学習市民センターをめぐる動向

再編前に社会教育施設であった6施設は、公民館と図書館の複合施設。平成28年度に2複合施設に指定管理者制度を先行導入(2年。28・29年度)。

先行導入2施設の検証結果等を踏まえ、生涯学習市民センター・図書館複合全6施設へ指定管理者制度を導入(平成30年度から5年)。

生涯学習推進体制の再編に関わる諸事項について(答申)・概要

1 生涯学習都市をめざすにあたっての基本的な考え方について

「まちづくり」を考える上での大きな流れとして確認した事項

- ▶ 地方分権改革の進展により、地方自治体に自律性・主体性・個性ある自治体運営が求められていること。
- ▶ 従来の行政主導の自治体運営の限界が明らかになり、地域に住み・働き・学ぶすべての人々、すなわち、行政・市民・事業者の三者による自立したパートナーシップ型自治体運営の時代が到来していること。
- ▶ まちづくりも物質的・制度的なものだけの追求ではなく、後の世代までに及ぶ環境的・ 経済的・社会的に持続可能な社会の実現がまちづくりの目標になってきていること。
- (1)「市民との協働のまちづくり」の意義と必要性について

地域社会が直面している課題の解決には、市民自らが学習し、理解し、参加することで、効果的な対処が可能となり、参加と協働を基本とした地域経営のシステムを作り上げる経験の積み重ねが持続可能な社会の実現へと結びつくものである。

(2) 生涯学習や社会教育に関する概念の整理について

市は、生涯学習の領域を区分し、総合行政と教育行政の役割分担を具体的に説明するにあたり行政関与を前提としているが、生涯学習は、行政関与を必ずしも前提としない市民の主体的な活動である。

- (3)「生涯学習による市民との協働のまちづくり」に関する基本的な考え方について
 - ・「生涯学習のためのまちづくり」「生涯学習によるまちづくり」「まちづくりのための生涯学習」「まちづくりによる生涯学習」という取り組みを様々に組み合わせて生涯学習のまちづくりを展開すべきである。
 - ・「生涯学習による市民との協働のまちづくり」を進める上で重要なことは、「行政の生涯学習化」を進めることである。

2 「生涯学習による市民との協働のまちづくり」を支える拠点施設の再編について

(1) 公民館等の再編について

「公民館の良さ」を継承しつつ、一層の発展を図るための基本的事項

- ・「出会いと交流の場」としての機能
- ・「個人の学習・活動の場」としての機能
- ・「子どもの居場所」としての機能
- ・「行政と協働の場」としての機能

(2) 再編後の社会教育事業について

- ・生活に必要な基礎的な知識や技術に関する学習保障など、社会教育行政として位置付ける施策や事業は、再編後も教育委員会の権限と責任において実施すべきである。
- ・(仮称)生涯学習市民センター(以下「センター」という)を含む各種公共施設における基礎的な社会教育事業の展開にあたっては、効果的・効率的な実施方法を工夫すべきである。
- (3) 公民館等の再編後の施設管理運営について
 - ①生涯学習関連施設の配置について

生涯学習関連公共施設にとどまらず、学校施設、民間施設、地域施設等、地域社会資源の大きな枠組みの中で、広範な施設利用ニーズに応え、「生涯学習による市民との協働のまちづくり」のための「活動の場」を確保することが重要である。

②センターの法的性格について

センターは、地方自治法第244条に基づく「公の施設」であり、地方分権時代にあっては、施設の内容を定める条例制定が地方自治体における「立法」であると捉えるべきである。

- ③利用の基本となる仕組みおよび適正使用の確保について
 - ・施設の設置目的の範囲内において利用できる営利団体については、運営における取り扱い基準を具体化し、利用者への説明を行うべきである。
 - ・宗教政治団体については、宗教・政治活動は憲法上保障された権利に基づく活動であり、最低限の制限を不許可事項で定め、施設の利用実態を見守る中で、適切な管理運営のあり方を検討すべきである。
- ④使用申し込み制度について

市内の営利・宗教・政治団体については、他の市内の生涯学習団体・まちづくり団体と区分して、インターネットによる施設使用許可の申請時期に差異を設けるが、そのために行うID番号の付与については、利用団体登録制度と違い、登録が認められず利用が排除されることがない制度である旨を明確にすることに留意すべきである。

⑤使用料について

センターの設置運営費用は、市税でまかなうことを基本としつつも、必要な一定の経費については、利用者が負担することが必要である。



生涯学習市民センターと図書館を 4月から複合全6施設に指定管理者制度を導入

書館複合2施設における検証結果 牧野の生涯学習市民センター・図 管理者制度を先行導入した蹉跎 ・は、平成28年4月1日に指定

等を踏まえ、生涯学習市民センタ

休館日

第4月曜

毎週月曜

第3木曜

上と効率的な運営を目指し、 運営について、 の分館として位置づける牧野北分 新たに牧野生涯学習市民センター 蹉跎・御殿山・牧野・津田・菅原) (現市民交流センター) 図書館複合全6施設 市民サービスの向 の管理 (楠葉 4

現在

午前9時

~午後5時

午前9時30分

午後5時

日曜・祝日

ていきます。 指定管理者も関わりながら実施 いる活動委員会事業については 生涯学習市民センターで、 市民と行政が協働で実施して 現

休館日

第4月曜

4月1日から

日曜・祝日

午前9時

~午後5時

ます。

- 日から指定管理者制度を導入し

平日・土曜

午前9時

時まで

~午後9時

午前9時30分

午後7時

(土曜は午後5

午前9時30分~午後5時

りません。 間 民交流センターの休館日や開館時 ※生涯学習市民センターと現市 使用料、 予約方法などは変わ

平日・土曜

午前9時

~午後9時

図書館の開 ます 時 蕳 を

図書館名

蹉跎・牧野

楠葉・津田・

菅原

御殿山

図書館の開館日数および開 館

> 間を生涯学習市民センターに合わ 拡大します 消毒機などを設置する新たなサ (左表)。 また、 本

ービスも実施します。 *

予約方法は変わりません。

対面読

図書の貸出冊数や貸出期間

口径別料金の導入などを検討

水道料金制度のあり方の答申まとまる

出されました。答申では、水道 年9月に枚方市上下水道事業経営 る基本水量を廃止し、 ること、 する口径別料金の導入が妥当であ あり方について、 審議会へ諮問した水道料金制度 料金制度の構築に向けて、 -ターの口径に応じた料金を徴収 将来を見据えた持続可能な水道 基本料金に付与されて 1月に答申が提 使用水量 平成 28

階・市役所別館6階行政資料コー

ナーに設置しているほか、市ホ

ムページでも閲覧できます。

制度の仕組みについて検討して どが提言されています。 きます。答申は上下水道局庁舎1 応じた適正な対価を求めることな 今後、答申を踏まえ、 水道料金

過上下水道経営室☎848

199代、 **8**848 · 6508

熊本地震を教訓に! 職員ら約240人が災害対応訓練

1月19日、 市は災害対 策本部訓練 を実施し、 職員や関係



者約240人が参加しました。 回は熊本地震で問題となった被 災後2日目以降の局面を設定。 国が被災地の要請を待たずに物 資を届ける「プッシュ型支援」 に対応するため、災害協定を締 結している赤帽やトラック協会 も参加し、各避難所への配送要 領について協議。計画の作成な ども行いました。訓練後、伏見 市長は「災害発生から3日間の 迅速かつ的確な対応が重要。今 後も防災対策の充実を図ってい きたい」と話しました。

• 6 危機管理室☎841·1270、

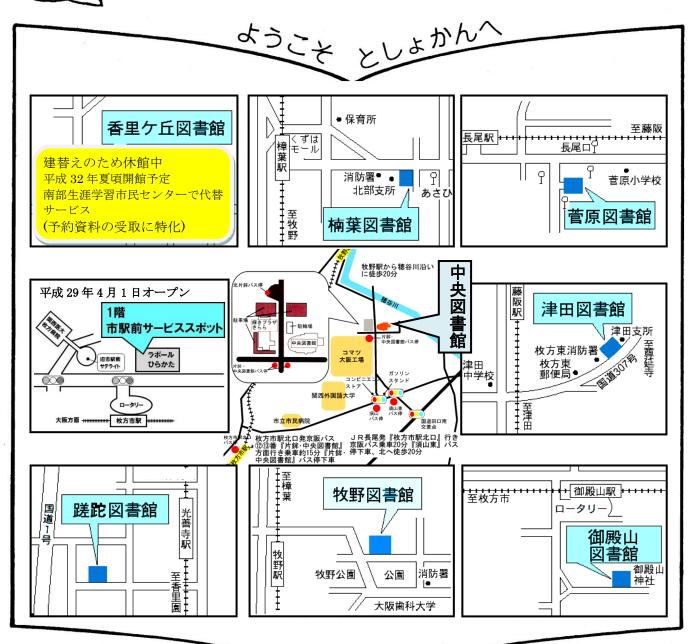
™841 · 3092

としょかん 貸出カードを忘れないでね!

くらしの中に図書館を!!

枚方市立図書館 利 用 案 内

平成30(2018)年4月改訂版



図書館の利用は

無料です。

(コピーサービス、図書宅配 サービスを除く。) 本はすてきな ともだち

○貸出カード

- ◆枚方市の図書館、図書館分室、自動車文庫「ひなぎく号」で、全館共通です。
- ◆枚方·守口·門真·寝屋川·交野·四條畷·大東 (北河内7市) に在住か在学·在職の方。
- ◆氏名と住所がわかるもの(健康保険証や運転免許証など)。 枚方市外の方で、 枚方市内に通勤・通学中の方は社員証等、通勤・通学先がわかるものも必要。

○借りる(貸出) お 1 人合計で 12 点・2 週間 そのうち、ビデオ/DVD/CDは合計 3 点まで、期間は 1 週間。

◆貸出カードを忘れると、発行時と同様に住所・氏名の確認が必要になります。

○返す(返却) 枚方市内各館どこにでも

- ◆市内の図書館・分室・自動車文庫のどこでも返却できます。(他市の図書館への返却はできません)。返却期限をお守りください。
- ◆60日を超える長期延滞がある場合、新たな貸出はできません。
- ◆閉館時や休館中は「本の(返却)ポスト」をご利用ください。
- ◆ビデオ·DVD·CDは、必ずカウンターにお返しください。

- ●貸出カードは2年で更新(住 所等の確認) が必要です。
- ●住所・電話の変更のたびにお 知らせください。(新住所が わかるものを図書館カウン ターにお持ちください!)
- ●カードを紛失したら、図書館の職員にお知らせください。
- ●ビデオ/DVDは中央・牧野・ 津田図書館に、ODは中央図書 館に所蔵しています。
- ●図書館のビデオ/DVDは著作 権使用料を含むため、非常に 高価です。大切にご利用くだ さい。
- ●図書館資料の紛失·破損は弁 償をお願いしております。

○続けて借りる(貸出の延長)

- ◆返却期限日までに図書館にお知らせください。(電話可)。
- ◆返却期限を過ぎた資料・予約がある資料・枚方市以外の図書館から借りた資料 は延長できません。
- ◆インターネット予約登録をすると、ご自身で延長できます。 **下記囲みも参照**
- ◆ビデオ・DVD・CDの延長は、予約がない資料でも1回のみです。

○予約する(予約・リクエスト)

- ◆枚方市内在住か在学·在職の方に限ります。予約点数は1人上限12点まで。 その内、ビデオ・DVD・CDは合計6点まで(図書館で確保済冊数も含む)。
- ◆カウンターでの予約・リクエストは、1人1日合計3点まで。
- ◆インターネット予約なら、上限12点まで予約ができます。
- ◆枚方の図書館にない本は、大阪府立図書館などからの借受や購入等で用意。
- ◆雑誌·DVD·CD·ビデオ·マンガ(※)の予約は枚方の図書館資料に限ります。 (※中央・牧野・御殿山図書館、村野・茄子作・東香里・宮之阪・香里園・氷室・枚方公園・藤阪・釈尊寺 分室でマンガを所蔵)
- ◆資料が用意できたら連絡します。インターネット予約の場合はメールでお知らせ。
- ◆連絡後1週間を過ぎるとキャンセル(=予約取消)します。

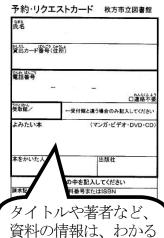
インターネット予約サービス



- ◆枚方市立図書館が所蔵する本、雑誌、ビデオ、DVD、CDの予約。◆予約した内容の確認。
- ◆予約の取消(まだ、確保されていない資料のみ)。◆利用状況の確認、貸出期間の延長(図書資料は貸出日から45日目まで何回でも2週間単位、AV資料は1回のみ1週間。※貸出日を含む3日間は、延長できません)。◆図書館のホームページから、パスワード・メールアドレスを登録してください。

予約・リクエスト用紙

◆貸出カードをお持ちの中学生以上の方で、枚方市内に在住か在学・在職の方が利用できます。



タイトルや者者など、 資料の情報は、わかる 範囲でできるだけ詳し く記入してください。

es atomis energy	oong and sometimes		- 50	
取消/入手不可	係員	年	月	B

○グループで本を借りる(団体貸出) ※各図書館で登録を受付します。
読書会、幼稚園など、5名以上のグループで、4週間50冊まで借りることができます。

○調べる(レファレンス)

図書館資料を使って、調べもののお手伝いをします。中央図書館5階の参考資料室では、各種事典・辞典などのほか、戦前・戦後の新聞記事を検索できるCD-ROMをご利用できます。

利用者用情報端末

- ●インターネット端末(中央図書館3階に8台、市駅前サービススポット・各図書館に1台設置) セキュリティ設定を実施しており「お買い物サイト」「有害サイト」など接続が制限されます。 メールやチャット、ブログへの書き込みやプリントアウトもできません。
- ●商用オンラインデータベースの専用端末(中央図書館3階に1台設置) 法律、経済、官報などの最新情報が無料で検索できます。利用できるデータベースは、「日経テレコン」

「Westlaw Japan (法律・判例)」「聞蔵 II ビジュアル (朝日新聞・AERA・週刊朝日・知恵蔵)」「官報情報検索サービス」。 プリントアウトは有料。

「自物情報快系リーレ人」。 ノリノトアノトは有料。

- ※「聞蔵IIビジュアル」は、市駅前サービススポットでも利用できます。
- ●国立国会図書館デジタルコレクション(中央図書館3・5階と各図書館インターネット端末) 国会デジタル化資料図書館送信サービスの閲覧・複写と歴史的音源「れきおん」を視聴できます。

○コピー <有料:1枚10円>

著作権法の範囲内で、図書館の資料(本など)に限り1部、コピーができます。

- **○いろいろな行事** ※詳しくは各図書館へお尋ねください。
- ◆おはなし会…絵本の読み聞かせやストーリーテリングなど。
- ◆図書館ロビーコンサート、調べ学習コンクール、朗読大会など。
- ◆講演会や講座(絵本読み聞かせ講座など)、工作など。

○様々な資料・サービス

- ★活字による読書が闲難な方に(点字·録音図書、対面読書)
- ◆点字図書や録音図書の貸出を行っています。電話での申込みもできます。
- ◆中央図書館はじめ各図書館で対面読書(音訳による読書)を行っています。
- ◆大活字図書のほか、拡大読書器や老眼鏡なども備えています。
- ★耳の不自由な方に(字幕·手話付きビデオ/DVD) FAX: 050-7105-8152
- ◆耳の不自由な方は、「貸出の延長」も含めて、ファックスでの申込みができます。
- ★病院での貸出(病院サービス) ※日程は『広報ひらかた』または自動車文庫(電話 050-7105-8114)で
- ◆自動車文庫が、市立ひらかた病院、星ヶ丘医療センター、枚方公済病院へ2週間に1回巡回し、本の貸出を行っています。
- ★図書宅配サービス ※ 詳細は中央図書館にお問い合わせください。事前登録が必要です。
- ◆来館が困難な方、障害等のある方は宅配で本が貸出・返却ができます。 (DVD·CD·ビデオを除く)
- ◆障害等の条件により送料が軽減又は免除になります。市内に在住·在学·在勤の利用者が利用可能です。
- ○集会室 中央図書館ほか各図書館の集会室を、読書会等に利用できます。詳しくは各館へ。



枚方市立図書館 施設·連絡先

< 蔵書検索>蔵書検索のトップページは、予告なく停止することがありますので、 図書館HPの お知らせもチェックしてから蔵書検索におすすみください。

http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/10 $-3-0-0-0_10$.html/ (パソコン用) https://toshokan.city.hirakata.osaka.jp/WebOpac/spopac/index.do (スマホ用)



←スマホ用 フィーチャーフォン (ガラケー) 用→



<u> </u>			200,200,200,200,200,200		A
図書館	所在地・電話番号 ※電話はIPフォンです。「050」な	からおかけください。	F A X ※072局	開館日∙時間	休館日
中央図書館	車塚2丁目1-1 〒573-1159	050-7105-8141	851-0962	月~木 9:30~19:00 軽読書コーナー及び土・ 日・祝日は9:30~17:00 ※金曜日が祝日の場合は休館	金曜日 第4火曜日
自動車文庫 (ひなぎく号)	(自動車文庫のお問い合わせ)	050-7105-8114		24ステーションを2週間 毎に巡回	月·土·祝日 は運休
市駅前サービススポット(予約資料の受取に特化)	新町2丁目1-35 〒573-1191 (総合福祉会館 ラポールひらかた1階)	050-7102-3100	843-2322	平日 9:00~19:00 土日祝 10:00~18:00	第2日曜日
香里ケ丘図書館	建替えのため、平成30年4月~平成32	年夏頃まで南部	邻生涯学習	市民センターで代替サーヒ	こえを実施
香里ケ丘図書館 代替サービスス ポット(予約資料の 受取に特化)	香里ヶ丘1丁目1-2 〒573-0084 (南部生涯学習市民センター1階) 返却ポストはありません	050-7102-3111	853-2041	月~土9:00~19:00 日・祝日は9:00~17:00	第4火曜日
楠葉図書館	楠葉並木2丁目29-5 〒573-1118 (楠葉生涯学習市民センターと併設の1階部分)	050-7102-3113	857-8030		第4月曜日
菅原図書館	長尾元町1丁目35-1 〒573-0163 (菅原生涯学習市民センターと併設の1階部分)	050-7102-3115	857-0463		
津田図書館	津田北町2丁目25-3 〒573-0121 (津田生涯学習市民センターと併設の2階部分)	050-7102-3123	859-6200	月~土 9:00~21:00	
御殿山図書館	御殿山町10-16 〒573-1182 (御殿山生涯学習美術センターと併設の地階部分)	050-7102-3119	840-2141	日祝 9:00~17:00	
牧野図書館	宇山町4-5 〒573-1143 (牧野生涯学習市民センターと併設の1階部分)	050-7102-3121	855-1022		
蹉跎図書館	北中振3丁目27-10 〒573-0064 (蹉跎生涯学習市民センターと併設の1階部分)	050-7102-3117	834-3901		
分室	所 在 地		電話&FAX ※072局	開室日・時間	閉室日
枚方公園分室	伊加賀東町6-8 (「枚方公園青少年センター」内)	〒573−0058	844-7773	水~日 10:30~17:00	月·火 祝日
村野分室	村野西町5-1 (「サプリ村野」(枚方市役所村野分館)内)	〒573-0042		月水金土日 10:30~17:00	火·木 祝日
	※開室時間中、および、午後9時30分	から笠朝8時3	U分までは I	. <u>巡却不ストか使えません</u> I	ν。
藤阪分室	藤阪西町6-4(藤阪ハイツC4棟東隣)	〒573-0158	868-1987	月水金土 13:00~17:00	日·火·木 祝日
香里園分室	香里園町12-97(香里会館2階) 〒573-0086		831-6080		
宮之阪分室	宮之阪1丁目9-49(京阪宮之阪駅高架下)	〒573-0022	848-2421	月·水·木13:00~18:30 土 10:30~17:00	
東香里分室	東香里元町30-19(東香里元町会館2階)	〒573-0076	853-4110		日·火·金 祝日
氷室分室	尊延寺3丁目1-47(氷室小学校隣)	〒573-0112	859-2562	月水木土 13:00~17:00	/L H
茄子作分室	茄子作4丁目3-10(茄子作公民館横)	〒573-0071	853-2372		
釈尊寺分室	釈尊寺町25-29(釈尊寺団地内)	〒573−0081	852-2900	水木金土 13:00~17:00	日·月·火 祝日